

○内閣府令第二十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後			改正前		
別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）			別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）		
項目	記載する事項	主要な業務の状況を 示す指標	項目	記載する事項	主要な業務の状況を 示す指標
〔略〕	一 業務粗利益、業務粗利益率、業務 純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益（投資信託解約損 益を除く。）	〔二、六 略〕	〔同上〕	一 業務粗利益及び業務粗利益率	〔同上〕
				〔二、六 同上〕	

別紙様式第11号（第34条の24第1項関係） （日本産業規格A4）	別紙様式第11号（第34条の24第1項関係） （日本産業規格A4）
中間業務報告書 第 期 中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 銀行持株会社名	中間業務報告書 第 期 中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 銀行持株会社名
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印	住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第1 中間事業概況書 [1～4 略]	第1 中間事業概況書 [1～4 同左]
5 連結自己資本比率等の状況	5 連結自己資本比率の状況
第2 [略]	第2 [同左]
(記載上の注意) [1～6 略]	(記載上の注意) [1～6 同左]
第1 第 期 中（ 年 月 日から 年 月 日まで） [1～4 略]	第1 第 期 中（ 年 月 日から 年 月 日まで） [1～4 同左]
5 連結自己資本比率等の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 〔表略〕 (記載上の注意) [1～8 略]	5 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 〔同左〕 (記載上の注意) [1～8 同左]
〔資本バップァー比率のうちカウンター・シクリカル・バップァー比率〕 〔表略〕 (記載上の注意) [1～6 略]	〔資本バップァー比率のうちカウンター・シクリカル・バップァー比率〕 〔同左〕 (記載上の注意) [1～6 同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]
[表略]
(記載上の注意)
1 本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
[2・3 略]
[外部 TLAC 比率]

(単位：百万円、%)

項目	当中間期末	前期末
自己資本比率規制上の外部 TLAC		
普通株式等 Tier1 資本の額		
外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額		
TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額		
子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額		
その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目		
外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額		
TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額		
残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上、控除されている額		
子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額		

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]
[同左]
(記載上の注意)
1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
[2・3 同左]
[加える。]

その他の Tier2 資本に係る調整項目		
自己資本比率規制上の外部 TLAC の額		
自己資本比率規制外の外部 TLAC		
その他外部 TLAC の額		
資本再構築のための事前のコミットメント相当額		
調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額		
外部 TLAC		
外部 TLAC の額 (調整前)		
破綻処理グループ間のエクスポージャー		
自己保有のその他 TLAC 負債の額		
その他調整項目		
外部 TLAC の額 (調整後)		
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー		
リスク・アセットの額		
総エクスポージャーの額		
外部 TLAC 比率		
リスク・アセットベース外部 TLAC 比率	%	%
資本バップァー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率	%	%
連結資本バップァー比率	%	%
最低連結資本バップァー比率	%	%
総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率	%	%
除外債務比率		

外部 TLAC 適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額		
うち、無担保シニア債と法的又は経済的に同順位である又はこれに劣後する除外債務の額		
発行者の貸借対照表（持株会社単体）における純資産の部に計上される額		
TLAC 適格その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
TLAC 適格 Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
その他外部 TLAC 調達手段の額		
除外債務比率	%	%
ゴーニン・コンサン資本等比率		
ゴーニン・コンサン資本等の額		
最低所要外部 TLAC の額		
ゴーニン・コンサン資本等の額が最低所要外部 TLAC の額に占める比率	%	%
(記載上の注意) 1 「外部 TLAC 比率」とは、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。 2 本表は、外部 TLAC 比率を算出する銀行持株会社が記載するものとする。 [国内基準に係る連結自己資本比率] [表略] (記載上の注意) [1 ～ 6 略]		
第 2	[略]	第 2 [同左]

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第 2 項関係）（日本産業規格 A 4）

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕
〔同左〕
(記載上の注意)
[1 ～ 6 同左]

第 2 [同左]

業 務 報 告 書				業 務 報 告 書			
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)				第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)			
銀 行 持 株 会 社 名				銀 行 持 株 会 社 名			
金融庁長官 殿				金融庁長官 殿			
住 所				住 所			
会 社 名				会 社 名			
代表取締役 氏 名 印				代表取締役 氏 名 印			
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。				年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。			
目 次				目 次			
第1 事業概況書				第1 事業概況書			
1 事業の概要				1 事業の概要			
2 子会社等の状況				2 子会社等の状況			
3 会社役員及び職員の増減				3 会社役員及び職員の増減			
4 会社役員の略歴及び所有自社株式				4 会社役員の略歴及び所有自社株式			
5 株主の状況				5 株主の状況			
6 株主総会の状況				6 株主総会の状況			
7 有価証券の内訳				7 有価証券の内訳			
8 連結自己資本比率等の状況				8 連結自己資本比率等の状況			
第2 [略]				第2 [同左]			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
[1～6 略]				[1～6 同左]			
第1 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書				第1 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書			
[1～7 略]				[1～7 同左]			
8 連結自己資本比率等の状況				8 連結自己資本比率の状況			
[国際統一基準に係る連結自己資本比率]				[国際統一基準に係る連結自己資本比率]			
[表略]				[同左]			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
[1～8 略]				[1～8 同左]			
[資本バップァー比率のうちカウンター・シクリカル・バップァー比率]				[資本バップァー比率のうちカウンター・シクリカル・バップァー比率]			
[表略]				[同左]			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			

〔1～6 略〕

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

〔表略〕

（記載上の注意）

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

〔2・3 略〕

〔外部 TLAC 比率〕

（単位：百万円、％）

項目	当期末	前期末
自己資本比率規制上の外部 TLAC		
普通株式等 Tier1 資本の額		
外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額		
TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額		
子会社発行の TLAC 非適格のその他 Tier1 資本の額		
その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目		
外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額		
TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額		
残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額		
子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額		

〔1～6 同左〕

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

〔同左〕

（記載上の注意）

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

〔2・3 同左〕

〔加える。〕

その他の Tier2 資本に係る調整項目		
自己資本比率規制上の外部 TLAC の額		
自己資本比率規制外の外部 TLAC		
その他外部 TLAC の額		
資本再構築のための事前のコミットメント相当額		
調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額		
外部 TLAC		
外部 TLAC の額 (調整前)		
破綻処理グループ間のエクスポージャー		
自己保有のその他 TLAC 負債の額		
その他調整項目		
外部 TLAC の額 (調整後)		
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー		
リスク・アセットの額		
総エクスポージャーの額		
外部 TLAC 比率		
リスク・アセットベース外部 TLAC 比率	%	%
資本バップァー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率	%	%
連結資本バップァー比率	%	%
最低連結資本バップァー比率	%	%
総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率	%	%
除外債務比率		

外部 TLAC 適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額		
うち、無担保シニア債と法的又は経済的に同順位である又はこれに劣後する除外債務の額		
発行者の貸借対照表（持株会社単体）における純資産の部に計上される額		
TLAC 適格その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
TLAC 適格 Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
その他外部 TLAC 調達手段の額		
除外債務比率	%	%
ゴーニン・コンサン資本等比率		
ゴーニン・コンサン資本等の額		
最低所要外部 TLAC の額		
ゴーニン・コンサン資本等の額が最低所要外部 TLAC の額に占める比率	%	%
(記載上の注意) 1 「外部 TLAC 比率」とは、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。 2 本表は、外部 TLAC 比率を算出する銀行持株会社が記載するものとする。 [国内基準に係る連結自己資本比率] [表略] (記載上の注意) [1 ～ 6 略]		
第 2 [略]		第 2 [同左]
(国内基準に係る連結自己資本比率) [同左] (記載上の注意) [1 ～ 6 同左]		
第 2 [同左]		
表 16 第 6 [] の記載が正しいこと		

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後			別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）		
	項目		記載する事項	別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）		
「略」	主要な業務の状況を 示す指標		一 業務粗利益、業務粗利益率、業務 純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益（投資信託解約損 益を除く。） 「二」六 略	別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）		
	「同上」		一 業務粗利益及び業務粗利益率 「二」六 同上	別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）		

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考	改正後			改正前		
	別表第一（第六十九条第一項第三号ハ関係）			別表第一（第六十九条第一項第三号ハ関係）		
表中の「」の記載は注記である。	項目	主要な業務の状況を 示す指標	記載する事項	項目	主要な業務の状況を 示す指標	記載する事項
			一 業務粗利益、業務粗利益率、業務 純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益（投資信託解約損 益を除く。） 〔二〕六 略〕			一 業務粗利益及び業務粗利益率 〔二〕六 同上〕
	〔略〕			〔同上〕		

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）

（別表第一の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は事業年度に係る説明書類（同法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。）

2 新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例によ

る。

3 新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別表第一の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第一の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以

下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。